【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月13日
【報告者の名称】	かどや製油株式会社
【報告者の所在地】	東京都品川区北品川五丁目１番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川五丁目１番18号
【電話番号】	03-6721-6957（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部　管理部長　　水嶋　寛
【縦覧に供する場所】	かどや製油株式会社 （東京都品川区北品川五丁目１番18号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注１）　本書中の「当社」とは、かどや製油株式会社をいいます。
（注２）　本書中の「公開買付者」とは、株式会社ITG-Gホールディングスをいいます。
（注３）　本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
（注４）　本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
（注５）　本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
（注６）　本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第１条第１項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
（注７）　本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
（注８）　本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年９月15日付で提出いたしました意見表明報告書（当社が2026年10月29日付、2026年10月30日付、2026年11月９日付及び2026年11月11日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の10第８項において準用する法第27条の８第２項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

３　買付け等の概要
４　当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等
(2) 意見の根拠及び理由
①　本公開買付けの概要
②　公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程
③　本公開買付け後の経営方針
(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置
⑥　他の買付者からの買付機会を確保するための措置
(6) 公開買付けに係る重要な合意
①　本公開買付契約
②　本取引合意書（創業家株主）

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

3【買付け等の概要】

（訂正前）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年９月15日（火曜日）から2026年11月13日（金曜日）まで（39営業日）
買付け等の価格	当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）１株につき、金2,514円
買付予定数の上限	―（株）
買付予定数の下限（注１）	13,847,100（株）

＜後略＞

（訂正後）

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年９月15日（火曜日）から2026年11月26日（木曜日）まで（47営業日）
買付け等の価格	当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）１株につき、金2,655円
買付予定数の上限	―（株）
買付予定数の下限（注１）	13,847,100（株）

＜後略＞

4【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

（２）【意見の根拠及び理由】

①　本公開買付けの概要

（訂正前）

＜前略＞

（注１）　インテグラル株式会社が2026年２月10日付で公表した「グループ統括会社体制への移行に向けた会社分割、並びに定款の一部変更（商号及び事業目的の変更）に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル株式会社は、2026年10月１日を効力発生日として、インテグラル株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル分割準備株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、PE投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル分割準備株式会社に承継させることを予定しており、本吸収分割により、インテグラル株式会社が所有している公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル分割準備株式会社に承継されます。なお、インテグラル株式会社は、2026年10月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」へ商号変更することを予定しており、インテグラル分割準備株式会社は、同日付で「インテグラル株式会社」へ商号変更することを予定しているとのことです。

＜中略＞

（注１の２）　2026年10月28日付当社プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりませんが、公開買付者は、当該Ｃ社が株式会社アドバンテッジパートナーズであると推察しているとのことです。

本取引は、①公開買付者による本公開買付け及び②本公開買付けの成立後に公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を取得できなかった場合に、当社の株主を公開買付者及び不応募株主のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）として当社が行う会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく当社株式の併合（注２）、③本最終株式併合（以下に定義します。以下同じです。）の効力発生を条件として、当社が実施する本自己株式取得対象株式（以下に定義します。）の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保するために必要に応じて行う、(ⅰ)公開買付者による当社に対する貸付け（公開買付者を貸付人とする当社に対する貸付け又は当社による社債発行によることを予定しているとのことです。）（以下「本貸付け」といいます。）及び(ⅱ)会社法第447条第１項及び第448条第１項に基づく当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下、本貸付けと合わせて「本貸付け等」といいます。）（注３）、並びに④本自己株式取得から構成され、最終的に当社の株主を公開買付者及び創業家株主のみとすることを企図しているとのことです。また、公開買付者は、本自己株式取得の完了後に、当社との間で、公開買付者を存続会社とし、

当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを予定しているとのことです（なお、本書提出日現在、本合併の実施時期等の詳細については未定であり、本公開買付け成立後に検討を行い、当社と協議の上で決定する予定とのことです。）。なお、本株式併合（以下に定義します。）の詳細については、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

＜中略＞

また、小澤物産は、本取引合意書（創業家株主）において、本自己株式取得に応じて、その保有する当社株式のうち1,905,127株（以下「本自己株式取得対象株式」といいます。）を売却することを合意しており、本自己株式取得における自己株式取得の対価は、小澤物産が保有する当社株式１株当たり2,002円（以下「本自己株式取得価格」といいます。）とすることを予定しているとのことです。公開買付者は、本自己株式取得を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保することを目的として、自ら又は当社をして、本貸付け等を実施することを予定しているとのことです。なお、小澤物産において、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に小澤物産が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように本自己株式取得価格を設定しているため、本自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

また、公開買付者は、当社の第１位株主である三菱商事株式会社（所有株式数7,431,000株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と2026年９月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける当社株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を6,416,100株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する当社株式１株当たりの自己株式取得価格を2,175円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,644円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,925,951株、変更後の本自己株式取得価格を2,104円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,644円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

また、公開買付者は、当社の第２位株主である三井物産株式会社（所有株式数6,058,500株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と2026年９月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定とのことです。具体的には、買付予定数の下限を7,788,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する当社株式１株当たりの自己株式取得価格を2,156円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,620円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,919,829株、変更後の本自己株式取得価格を2,086円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,620円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

さらに、公開買付者は、法人株主の一方との間で公開買付期間中にその保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結した状況において、法人株主のもう一方との間でも同内容の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、新たに当該合意を締結した法人株主の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定とのことです。具体的には、買付予定数の下限を357,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合

は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、変更後の本公開買付価格を2,760円、本自己株式取得価格（三菱商事）を2,270円、本自己株式取得価格（三井物産）を2,270円（このときの本自己株式取得価格（三菱商事）と本自己株式取得価格（三井物産）のいずれかは、変更後の本自己株式取得価格（三菱商事）又は本自己株式取得価格（三井物産）をいいます。）、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,945,486株、変更後の本自己株式取得価格を2,195円とすることを予定しているとのことです。なお、このとき新たに当該合意を締結した法人株主が保有する当社株式１株当たりの自己株式取得価格は、同法人株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に同法人株主が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,760円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

＜中略＞

Ⅱ　本公開買付けの成立後（2026年11月中旬）

＜中略＞

Ⅲ　本最終株式併合後（2027年２月上旬）（予定）

＜中略＞

Ⅳ　本貸付け等後（2027年２月下旬）（予定）

＜中略＞

Ⅴ　本自己株式取得後（2027年３月上旬）（予定）

＜中略＞

Ⅵ　本合併後（実施時期未定）

本取引の完了後、公開買付者及び当社は、本合併を行う予定。なお、本合併後の創業家株主の公開買付者（当社）に対する議決権保有割合は、概ね25%を下回らない割合とする。

＜中略＞

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の２営業日前までにインテグラル・グループ株式会社（注６）、インテグラル５号投資事業有限責任組合（注７）、Innovation Alpha Ⅴ L.P.（注８）、Initiative Delta Ⅴ L.P.（注９）及びInfinity Gamma Ⅴ L.P.（注10）（以下個別に又は総称して「旗艦ファンド」といいます。）より、ITG-G1投資事業有限責任組合（注11）、ITG-G2投資事業有限責任組合（注12）、IA-G3 L.P.（注13）、ID-G4 L.P.（注14）及びIG-G5 L.P.（注15）（以下個別に又は総称して「SPV」といい、インテグラル並びにインテグラル・グループ株式会社及び旗艦ファンドと併せて「インテグラルグループ」といいます。）を通じて、68,750,000千円を上限として間接的に出資を受けることを予定しており、これをもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定とのことです。本間接出資ストラクチャーの詳細は以下のとおりとのことです。

（インテグラル・グループ株式会社及び旗艦ファンドからSPVへの出資）

インテグラル・グループ株式会社、インテグラル５号投資事業有限責任組合、Innovation Alpha Ⅴ L.P.、Initiative Delta Ⅴ L.P.及びInfinity Gamma Ⅴ L.P.は、それぞれ、ITG-G1投資事業有限責任組合、ITG-G2投資事業有限責任組合、IA-G3 L.P.、ID-G4 L.P.及びIG-G5 L.P.に対して、それぞれ2,063,000,000円、32,050,000,000円、10,655,000,000円、13,329,000,000円、及び10,653,000,000円を限度として出資を行う予定とのことです。

＜中略＞

なお、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の開始日前に、上記出資に先立って、公開買付者の株主であるインテグラル株式会社は、SPVに対して、インテグラル株式会社が保有する全ての公開買付者株式を譲渡する想定とのことです（注16）。譲渡金額は、公開買付者設立時におけるインテグラル株式会社による出資金額と同額を予定しているとのことです。

（注６）　インテグラル株式会社の完全子会社であるインテグラル・グループ株式会社は、インテグラル株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル・グループ株式会社を吸収分割承継会社とする、2026年10月１日を効力発生日とする吸収分割により、プリンシパル投資事業に関してインテグラル株式会社が有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲において承継することを予定しているとのことです。なお、インテグラル・グループ株式会社は、2026年10月１日付で「インテグラルホールディングス株式会社」へ商号変更することを予定しているとのことです。

＜中略＞

（注８） Innovation Alpha Ⅴ L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うInnovation Partners Alpha Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

（注９） Initiative Delta Ⅴ L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うInitiative Partners Delta Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

（注10） Infinity Gamma Ⅴ L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うInfinity Partners Gamma Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

（注11） ITG-G1投資事業有限責任組合は、インテグラル株式会社の子会社であるITG-G1パートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営・管理する、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合とのことです。

（注12） ITG-G2投資事業有限責任組合は、インテグラル株式会社の子会社であるITG-G2パートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営・管理する、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合とのことです。

（注13） IA-G3 L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うIA-G3 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

（注14） ID-G4 L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うID-G4 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

（注15） IG-G5 L.P.は、インテグラル株式会社が投資助言を行うIG-G5 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

（注１） インテグラル・グループ株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル株式会社」から商号変更しているとのことです。）が2026年10月１日付で公表した「グループ統括会社体制への移行及び商号変更完了に関するお知らせ」に記載のとおり、インテグラル・グループ株式会社は、2026年10月１日を効力発生日として、インテグラル・グループ株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラル株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル分割準備株式会社」から商号変更しているとのことです。）を吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）により、PE投資ファンドの運用事業に関して有する権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲においてインテグラル株式会社に承継させており、本吸収分割により、インテグラル・グループ株式会社が所有していた公開買付者の発行済株式の全てがインテグラル株式会社に承継されているとのことです。

＜中略＞

（注１の２） 2026年10月28日付当社プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりませんが、公開買付者は、当該Ｃ社が株式会社アドバンテッジパートナーズであると推察しているとのことです。

その後、公開買付者は、当社が2026年11月６日付で公表した「（変更）「株式会社ITG-Gホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」（以下「2026年11月６日付当社プレスリリース」といいます。）において、当社が、(ⅰ)2026年11月２日付で、2026年９月14日付当社プレスリリースに記載した当社への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＢ社（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）（注１の３）より、本公開買付け（Ｂ社）（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）及び本取引（Ｂ社）（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）に係る本Ｂ社再提案（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）を受領した旨、及び(ⅱ)2026年11月４日付けで、2026年９月14日付当社プレスリリースに記載した当社への買収提案に係る検討プロセスに参加していた事業会社であるＡ社（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）より、当社株式の非公開化に係る取引について、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領し、これを受け、当社及び本特別委員会は、Ａ社による提案についての検討を終了する旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、本公開買付けにおける買付け等の期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日としたとのことです。

なお、当社及び本特別委員会は、本Ｂ社再提案について、本公開買付契約（下記「①　本公開買付けの目的の概要」において定義します。以下同じです。）に定める「検討済他候補者関係者」による提案であり、同契約上の適格対抗提案（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「①　本公開買付契約」において定義します。以下同じです。）には該当しないため、本Ｂ社再提案に賛同することはできません。

（注１の３） 2026年11月６日付当社プレスリリースにおいては、その旨は開示されておりませんが、公開買付者は、小澤氏において、(ⅰ)2026年５月27日、株式会社J-オイルミルズ（以下「J-オイルミルズ」といいます。）との面談において、同社から当社株式の取得に関する提案を受領し、これに対し、インテグラルと継続的に協議を行っていることを理由として反対の意向を表明し、(ⅱ)同年６月26日、J-オイルミルズと再度面談を行ったものの、同社に対して、当社が事業会社の傘下に入るのではなく、従前どおり独立して事業を展開していくことが当社の企業価値の向上に資するとの見解を伝達し、(ⅲ)同年７月16日、J-オイルミルズから再度意見交換の場を設ける依頼を受けたもののこれを謝絶したという経緯がある旨、都度同日に小澤氏より伝達を受けており、当該経緯を踏まえ、当該Ｂ社がJ-オイルミルズであると推察しているとのことです。

また、公開買付者は、本Ｃ社提案の受領を受けて当社が2026年10月28日付で公開買付者に対して行った本申入れ（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）について検討する中で、2026年11月６日、本公開買付けの開始以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを総合的に勘案し、当社の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を2,514円から2,655円に変更することを決定したとのことです。公開買付者は、2026年

11月６日、当社に対して、本公開買付価格を2,514円から2,655円に引き上げる旨の本公開買付契約に基づく法的拘束力を有する再提案を提出し、また、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日とすることを決定したとのことです（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本11月６日付条件変更」といいます。）。本公開買付価格2,655円は、当該再提案の提出日の前営業日である2026年11月５日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値3,145円に対して15.58%、直近１ヶ月間の終値単純平均値2,792円に対して4.91%のディスカウントを行った価格となり、また、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,941円に対して36.79%、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,747円に対して51.97%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となるとのことです。なお、公開買付者は、本公開買付けの開始以降も、法人株主との間で、各法人株主が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することについての協議の実施を図っているものの、協議が調っていない状況であることから、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格（2,655円）は、本公開買付けの開始時点と同様に法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格であり、本Ｃ社提案において本自己株式取得（Ｃ社）を実行せず本公開買付け（Ｃ社）のみを実行する場合の公開買付価格（Ｃ社）（2,654円）を上回るものとのことです。さらに、本Ｃ社提案においては、創業家法人株主（以下に定義します。以下同じです。）が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とする公開買付価格（Ｃ社）として3,000円及び2,872円が示されているとのことですが、小澤氏は、2026年11月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏よりかかる意向を確認していることから、公開買付者は、当該各価格はその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えているとのことです。なお、創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象とならないことを前提とした場合の公開買付価格（Ｃ社）の上限は、Ｃ社が法人株主との間で不応募契約を締結することができた場合の2,907円とのことですが、本公開買付けにおいて法人株主との間で不応募合意が締結された場合の本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は2,944円となり、同一の前提で比較した場合においても、本公開買付価格は公開買付価格（Ｃ社）を上回るものとのことです。また、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。以下同じです。）は、本11月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされておりますが、公開買付者は、以下の理由から、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）は、実現する見込みが乏しい一方で、本公開買付けは当社の株主の皆様にとって実現及び享受が可能な条件を提供するものであると考えているとのことです。すなわち、(ⅰ)Ｂ社は本公開買付け（Ｂ社）の公表及び開始について当社取締役会の賛同を前提としているところ、本Ｂ社再提案は本公開買付契約上の適格対抗提案に該当せず、当社は本Ｂ社再提案を理由として本賛同意見表明を撤回又は変更することができず、また、当社及び本特別委員会は本Ｂ社再提案に賛同することはできないことから、本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えているとのことです。また、(ⅱ)本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は、法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格（Ｂ社）はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、本Ｂ社再提案においては、当該合意が成立しない場合の公開買付価格（Ｂ社）は示されていません。この点、上記のとおり、小澤氏は、2026年11月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、小澤物産及び小澤商事との間の自己株式取得に係る合意を前提とする自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②及び自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③における公開買付価格（Ｂ社）は、その前提を欠くものと考えているとのことです。そのため、公開買付者としては、公開買付価格（Ｂ社）と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えているとのことです。

本取引は、①公開買付者による本公開買付け及び②本公開買付けの成立後に公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を取得できなかった場合に、当社の株主を公開買付者及び不応募株主のみとするための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）として当社が行う会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第180条に基づく当社株式の併合（注２）、③本最終株式併合（以下に定義します。以下同じです。）の効力発生を条件として、当社が実施する本自己株式取得対象株式（以下に定義します。）の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保するために必要に応じて行う、(ⅰ)公開買付者による当社に対する貸付け（公開買付者を貸付人とする当社に対する貸付け又は当社による社債発行によることを予定しているとのことです。）（以下「本貸付け」といいます。）及び(ⅱ)会社法第447条第１項及び第448条第１項に基づく当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少（以下、本貸付けと合わせて「本貸付け等」といいます。）（注３）、並びに④本自己株式取得から構成され、最終的に当社の株主を公開買付者及び創業家株主のみとすることを企図しているとのことです。また、公開買付者は、本自己株式取得の完了後に、当社との間で、公開買付者を存続会社とし、

当社を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を実施することを予定しているとのことです（なお、本書提出日現在、本合併の実施時期等の詳細については未定であり、本公開買付け成立後に検討を行い、当社と協議の上で決定する予定とのことです。）。なお、本株式併合（以下に定義します。）の詳細については、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

＜中略＞

また、小澤物産は、本取引合意書（創業家株主）において、本自己株式取得に応じて、その保有する当社株式のうち1,905,127株（以下「本自己株式取得対象株式」といいます。）を売却することを合意しており、本自己株式取得における自己株式取得の対価は、小澤物産が保有する当社株式１株当たり2,113円（以下「本自己株式取得価格」といいます。）とすることを予定しているとのことです。公開買付者は、本自己株式取得を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保することを目的として、自ら又は当社をして、本貸付け等を実施することを予定しているとのことです。なお、小澤物産において、法人税法（昭和40年法律第34号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に小澤物産が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように本自己株式取得価格を設定しているため、本自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

また、公開買付者は、当社の第１位株主である三菱商事株式会社（所有株式数7,431,000株、所有割合：26.88%。以下「三菱商事」といいます。）と2026年９月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三菱商事との間で、三菱商事が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三菱商事の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付けにおける当社株式１株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定です。具体的には、買付予定数の下限を6,416,100株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三菱商事が保有する当社株式１株当たりの自己株式取得価格を2,307円（以下「本自己株式取得価格（三菱商事）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,806円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,925,951株、変更後の本自己株式取得価格を2,232円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三菱商事）は、三菱商事において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三菱商事が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,806円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

また、公開買付者は、当社の第２位株主である三井物産株式会社（所有株式数6,058,500株、所有割合：21.92%。以下「三井物産」といい、三菱商事と合わせて「法人株主」といいます。）と2026年９月15日以降協議を行っており、公開買付期間中に、三井物産との間で、三井物産が保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、三井物産の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定とのことです。具体的には、買付予定数の下限を7,788,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、三井物産が保有する当社株式１株当たりの自己株式取得価格を2,284円（以下「本自己株式取得価格（三井物産）」といいます。）、変更後の本公開買付価格を2,777円、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,919,829株、変更後の本自己株式取得価格を2,209円とすることを予定しているとのことです。なお、本自己株式取得価格（三井物産）は、三井物産において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に三井物産が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,777円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

さらに、公開買付者は、法人株主の一方との間で公開買付期間中にその保有する当社株式の全てについて本公開買付けに応募せず、当社が実施する自己株式取得に応じる旨の合意を締結した状況において、法人株主のもう一方との間でも同内容の合意を締結することができた場合には、直ちに公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、新たに当該合意を締結した法人株主の保有する当社株式の数に相当する株式数のみ本公開買付けにおける買付予定数の下限を引き下げ、本公開買付価格、本自己株式取得対象株式の数及び本自己株式取得価格を引き上げる旨の変更を行う想定とのことです。具体的には、買付予定数の下限を357,600株（当該買付予定数の下限について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合

は、66.65%（小数点以下第三位を四捨五入）です。）とし、変更後の本公開買付価格を2,944円、本自己株式取得価格（三菱商事）を2,419円、本自己株式取得価格（三井物産）を2,419円（このときの本自己株式取得価格（三菱商事）と本自己株式取得価格（三井物産）のいずれかは、変更後の本自己株式取得価格（三菱商事）又は本自己株式取得価格（三井物産）をいいます。）、変更後の本自己株式取得対象株式の数を、小澤物産の保有する当社株式のうち1,945,486株、変更後の本自己株式取得価格を2,340円とすることを予定しているとのことです。なお、このとき新たに当該合意を締結した法人株主が保有する当社株式１株当たりの自己株式取得価格は、同法人株主において、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に同法人株主が上記引き上げ後の本公開買付価格（2,944円）に応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように設定しているため、かかる自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第27条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えているとのことです。

＜中略＞

Ⅱ　本公開買付けの成立後（2026年11月下旬）

＜中略＞

Ⅲ　本最終株式併合後（2027年２月下旬）（予定）

＜中略＞

Ⅳ　本貸付け等後（2027年３月上旬）（予定）

＜中略＞

Ⅴ　本自己株式取得後（2027年３月下旬）（予定）

＜中略＞

Ⅵ　本合併後（実施時期未定）

本取引の完了後、必要に応じて創業家株主と公開買付者の間で当社株式の相対譲渡を実施した上で（必要に応じて、これに代えて、公開買付者と当社及び創業家株主の協議・合意により、本自己株式取得対象株式の数を減少させる可能性があります。）、公開買付者及び当社は、本合併を行う予定。なお、本合併後の創業家株主の公開買付者（当社）に対する議決権保有割合は、概ね25%を下回らない割合とする。

＜中略＞

公開買付者は、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の２営業日前までにインテグラルホールディングス株式会社（注６）、インテグラル５号投資事業有限責任組合（注７）、Innovation Alpha V L.P.（注８）、Initiative Delta V L.P.（注９）及びInfinity Gamma V L.P.（注10）（以下個別に又は総称して「旗艦ファンド」といいます。）より、ITG-G1投資事業有限責任組合（注11）、ITG-G2投資事業有限責任組合（注12）、IA-G3 L.P.（注13）、ID-G4 L.P.（注14）及びIG-G5 L.P.（注15）（以下個別に又は総称して「SPV」といい、インテグラル並びにインテグラルホールディングス株式会社及び旗艦ファンドと併せて「インテグラルグループ」といいます。）を通じて、68,750,000千円を上限として間接的に出資を受けることを予定しており、これをもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定とのことです。本間接出資ストラクチャーの詳細は以下のとおりとのことです。

（インテグラルホールディングス株式会社及び旗艦ファンドからSPVへの出資）

インテグラルホールディングス株式会社、インテグラル５号投資事業有限責任組合、Innovation Alpha V L.P.、Initiative Delta V L.P.及びInfinity Gamma V L.P.は、それぞれ、ITG-G1投資事業有限責任組合、ITG-G2投資事業有限責任組合、IA-G3 L.P.、ID-G4 L.P.及びIG-G5 L.P.に対して、それぞれ2,063,000,000円、32,050,000,000円、10,655,000,000円、13,329,000,000円、及び10,653,000,000円を限度として出資を行う予定とのことです。

＜中略＞

なお、本公開買付け成立後、本公開買付けの決済の開始日前に、上記出資に先立って、公開買付者の株主であるインテグラル株式会社は、SPVに対して、インテグラル株式会社が保有する全ての公開買付者株式を譲渡する想定とのことです（注16）。譲渡金額は、公開買付者設立時におけるインテグラル・グループ株式会社（公開買付者設立時における商号は「インテグラル株式会社」）による出資金額と同額を予定しているとのことです。

（注６）　インテグラル・グループ株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル株式会社」から商号変更しているとのことです。）の完全子会社であるインテグラルホールディングス株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」から商号変更しております。）は、インテグラル・グループ株式会社を吸収分割会社とし、分割準備会社として設立したインテグラルホールディングス株式会社を吸収分割承継会社とする、2026年10月１日を効力発生日とする吸収分割により、プリンシパル投資事業に関してインテグラル・グループ株式会社が有していた権利義務を、同年２月10日付吸収分割契約に定める範囲において承継しているとのことです。

＜中略＞

（注８） Innovation Alpha Ⅴ L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うInnovation Partners Alpha Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

（注９） Initiative Delta Ⅴ L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うInitiative Partners Delta Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

（注10） Infinity Gamma Ⅴ L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うInfinity Partners Gamma Ⅴ Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理する、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

（注11） ITG-G1投資事業有限責任組合は、インテグラル・グループ株式会社の子会社であるITG-G1パートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営・管理する、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合とのことです。

（注12） ITG-G2投資事業有限責任組合は、インテグラル・グループ株式会社の子会社であるITG-G2パートナーズ株式会社が無限責任組合員として運営・管理する、投資事業有限責任組合契約に関する法律に基づき設立された投資事業有限責任組合とのことです。

（注13） IA-G3 L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うIA-G3 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

（注14） ID-G4 L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うID-G4 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

（注15） IG-G5 L.P.は、インテグラル・グループ株式会社が投資助言を行うIG-G5 Partners Ltd.がGeneral Partnerとして運営・管理し、ケイマン諸島法に基づき設立されたExempted Limited Partnershipとのことです。

＜後略＞

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（ⅱ）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

（訂正前）

＜前略＞

2026年１月16日、小澤氏及びインテグラルは、当社より「貴社意向表明書に関するご連絡」と題するレターを受領したとのことです。当該レターは、小澤氏及びインテグラルにおいて想定される当社株式の評価額の水準及び当社株式の非公開化のための投資資金の調達方法の提示を要求し、また、デュー・ディリジェンス実施の可否や時期については、別途協議したい旨の意向を表明するものであり、当該レターを受け、小澤氏及びインテグラルは、2026年１月23日、当社に対し、想定評価額の範囲（デュー・ディリジェンスの結果によって変動する可能性があることを留保の上、足元株価水準に対し、約30～50%のプレミアムを付した水準を想定していること）を提示するとともに、投資資金の調達方法については、インテグラル株式会社及びその関連会社が運営する５号ファンドシリーズ（総額2,500億円）並びにインテグラル株式会社（2025年９月末時点での現預金150億円）によるエクイティ投資のみで本取引の必要資金の全額を賄うことが可能である旨を回答したとのことです。

＜中略＞

上記の検討等を踏まえ、2026年５月末、小澤氏及びインテグラルは、上記のデメリットを十分に認識した上で、上記の各施策の実行及び非公開化により得られるメリットを総合的に勘案すれば、本取引が当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと判断するに至り、2026年６月１日、インテグラルは、当社及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を2,500円（価格提案書提出日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,489円に対して67.90%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、直近12ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して82.88%、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,494円に対して67.34%、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,602円に対して56.05%、直近１ヶ月間の終値単純平均値1,523円に対して64.15%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨と、取引スキームについては、買収SPCを通じた公開買付け及びスクイーズアウト手続を通じて当社株式を取得し、その後当社と買収SPCの合併後における小澤氏の持分が２、３割程度となるよう、小澤物産及び小澤商事（以下個別に又は総称して「創業家法人株主」といいます。）に一部株式を残し、創業家法人株主の残りの不応募の株式並びに三菱商事及び三井物産が保有する当社株式の全てについて、当社による自己株式の取得を行うことを前提としている旨、また将来的に買収SPCと当社を合併する想定である旨、並びに当該提案の有効期限を2026年６月１日から90日間とする旨の、本取引の提案に係る最終意向表明書を小澤氏とインテグラルの連名にて提出したとのことです。これに対して、2026年６月５日、本特別委員会より、各候補先（A社（以下に定義します。）並びに小澤氏及びインテグラル）から提示された提案内容に基づき慎重に検討を進めている旨、及び競合状況を踏まえて提示可能な最終かつ最善の条件があれば提示されたい旨の連絡を受領しました。その後、2026年６月11日、インテグラルは、上記ストラクチャーを前提に、当社の取締役会及び本特別委員会に対し、各種条件を総合的に勘案し、本公開買付価格を2,590円（同日の前営業日である2026年６月10日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の株価終値1,602円に対して61.67%のプレミアムを付した金額）に引き上げる旨、及び当該提案の有効期限を2026年６月末日とする旨（ただし、当該提案の有効期限内に、当社から本取引に関して小澤氏及びインテグラルに対する独占的交渉権が付与される限りにおいて、2026年６月１日から90日間を有効期限としています。）の再提案書（以下「2026年６月11日付提案」といいます。）を提出したとのことです。なお、2,590円という価格は、上記ストラクチャーを前提に、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることに伴い創業家法人株主、三菱商事及び三井物産に発生する税務メリットが当社の一般株主にも共有されるよう、創業家法人株主、三菱商事及び三井物産が自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に創業家法人株主、三菱商事及び三井物産が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるよう算出した価格とのことです。これに対して、2026年６月26日、本特別委員会より、小澤氏及びインテグラルを最終候補者とする旨、並びに本取引に関して、2026年６月１日から90日間、８月30日まで、小澤氏及びインテグラル以外の第三者との間で、当社の取締役会において、本取引と矛盾又は抵触する取引（以下「競合取引」といいます。）についての協議・交渉又は情報提供を行わないことが当社の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断する場合を除き、競合取引に関し、協議・交渉又は情報提供を行わないこと、当社が第三者から競合取引に関する提案を受領し、当該第三者との間で、協議・交渉又は情報提供を開始すると判断した場合には、当該協議・交渉又は情報提供の開始に先立ち、小澤氏及びインテグラルに対し、当該協議・交渉又は情報提供を開始する旨並びに小澤氏及びインテグラルにおいて改善すべき具体的な条件を通知し、小澤氏及びインテグラルは、当該通知を受領した日から５営業日以内に、本取引の条件の変更に関する提案を行うことができることを内容とする独占交渉権（以下「本独占交渉権」といいます。）の付与に合意する旨の回答を受領したとのことです。

＜中略＞

その後、当社が公表した2026年10月28日付当社プレスリリースにおいて、当社が、2026年10月27日付で、C社から本C社提案を受領した旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長し、合計39営業日とすることを決定したとのことです。

（訂正後）

＜前略＞

2026年１月16日、小澤氏及びインテグラルは、当社より「貴社意向表明書に関するご連絡」と題するレターを受領したとのことです。当該レターは、小澤氏及びインテグラルにおいて想定される当社株式の評価額の水準及び当社株式の非公開化のための投資資金の調達方法の提示を要求し、また、デュー・ディリジェンス実施の可否や時期については、別途協議したい旨の意向を表明するものであり、当該レターを受け、小澤氏及びインテグラルは、2026年１月23日、当社に対し、想定評価額の範囲（デュー・ディリジェンスの結果によって変動する可能性があることを留保の上、足元株価水準に対し、約30～50%のプレミアムを付した水準を想定していること）を提示するとともに、投資資金の調達方法については、インテグラル株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」へと商号変更しているとのことです。以下「（ⅱ）公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において同じです。）及びその関連会社が運営する５号ファンドシリーズ（総額2,500億円）並びにインテグラル株式会社（2025年９月末時点での現預金150億円）によるエクイティ投資のみで本取引の必要資金の全額を賄うことが可能である旨を回答したとのことです。

＜中略＞

上記の検討等を踏まえ、2026年５月末、小澤氏及びインテグラルは、上記のデメリットを十分に認識した上で、上記の各施策の実行及び非公開化により得られるメリットを総合的に勘案すれば、本取引が当社の中長期的な企業価値の向上に資するものと判断するに至り、2026年６月１日、インテグラルは、当社及び本特別委員会に対し、本公開買付価格を2,500円（価格提案書提出日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値1,489円に対して67.90%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、直近12ヶ月間の終値単純平均値1,367円に対して82.88%、直近６ヶ月間の終値単純平均値1,494円に対して67.34%、直近３ヶ月間の終値単純平均値1,602円に対して56.05%、直近１ヶ月間の終値単純平均値1,523円に対して64.15%のプレミアムをそれぞれ加えた価格です。）とする旨と、取引スキームについては、買収SPCを通じた公開買付け及びスクイーズアウト手続を通じて当社株式を取得し、その後当社と買収SPCの合併後における小澤氏の持分が２、３割程度となるよう、小澤物産及び小澤商事（以下個別に又は総称して「創業家法人株主」といいます。）に一部株式を残し、創業家法人株主の残りの不応募の株式並びに三菱商事及び三井物産が保有する当社株式の全てについて、当社による自己株式の取得を行うことを前提としている旨、また将来的に買収SPCと当社を合併する想定である旨、並びに当該提案の有効期限を2026年６月１日から90日間とする旨の、本取引の提案に係る最終意向表明書を小澤氏とインテグラルの連名にて提出したとのことです。これに対して、2026年６月５日、本特別委員会より、各候補先（A社並びに小澤氏及びインテグラル）から提示された提案内容に基づき慎重に検討を進めている旨、及び競合状況を踏まえて提示可能な最終かつ最善の条件があれば提示されたい旨の連絡を受領しました。その後、2026年６月11日、インテグラルは、上記ストラクチャーを前提に、当社の取締役会及び本特別委員会に対し、各種条件を総合的に勘案し、本公開買付価格を2,590円（同日の前営業日である2026年６月10日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の株価終値1,602円に対して61.67%のプレミアムを付した金額）に引き上げる旨、及び当該提案の有効期限を2026年６月末日とする旨（ただし、当該提案の有効期限内に、当社から本取引に関して小澤氏及びインテグラルに対する独占的交渉権が付与される限りにおいて、2026年６月１日から90日間を有効期限としています。）の再提案書（以下「2026年６月11日付提案」といいます。）を提出したとのことです。なお、2,590円という価格は、上記ストラクチャーを前提に、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることに伴い創業家法人株主、三菱商事及び三井物産に発生する税務メリットが当社の一般株主にも共有されるよう、創業家法人株主、三菱商事及び三井物産が自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮に創業家法人株主、三菱商事及び三井物産が本公開買付けに応募した場合に得られる税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるよう算出した価格とのことです。これに対して、2026年６月26日、本特別委員会より、小澤氏及びインテグラルを最終候補者とする旨、並びに本取引に関して、2026年６月１日から90日間、８月30日まで、小澤氏及びインテグラル以外の第三者との間で、当社の取締役会において、本取引と矛盾又は抵触する取引（以下「競合取引」といいます。）についての協議・交渉又は情報提供を行わないことが当社の取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断する場合を除き、競合取引に関し、協議・交渉又は情報提供を行わないこと、当社が第三者から競合取引に関する提案を受領し、当該第三者との間で、協議・交渉又は情報提供を開始すると判断した場合には、当該協議・交渉又は情報提供の開始に先立ち、小澤氏

及びインテグラルに対し、当該協議・交渉又は情報提供を開始する旨並びに小澤氏及びインテグラルにおいて改善すべき具体的な条件を通知し、小澤氏及びインテグラルは、当該通知を受領した日から５営業日以内に、本取引の条件の変更に関する提案を行うことができることを内容とする独占交渉権（以下「本独占交渉権」といいます。）の付与に合意する旨の回答を受領したとのことです。

＜中略＞

その後、当社が公表した2026年10月28日付当社プレスリリースにおいて、当社が、2026年10月27日付で、Ｃ社から本Ｃ社提案を受領した旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年10月29日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月13日まで延長し、合計39営業日とすることを決定したとのことです。

その後、当社が公表した2026年11月６日付当社プレスリリースにおいて、当社が、(ⅰ)2026年11月２日付で、Ｂ社から本Ｂ社再提案を受領した旨、及び(ⅱ)2026年11月４日付で、Ａ社より、当社株式の非公開化に係る取引について、今後、法的拘束力を有する提案を提出する予定はない旨の回答を受領し、これを受け、当社及び本特別委員会は、Ａ社による提案についての検討を終了する旨を公表したことを受けて、公開買付届出書の訂正届出書を提出する必要が生じたため、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日から起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日としたとのことです。

また、公開買付者は、本Ｃ社提案の受領を受けて当社が2026年10月28日付で公開買付者に対して行った本申入れについて検討する中で、2026年11月６日、本公開買付けの開始以降の当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通しを総合的に勘案し、当社の株主の皆様により魅力的な条件での売却機会を提供し本公開買付けの成立確度を高める観点から、本公開買付価格を2,514円から2,655円に変更することを決定したとのことです。公開買付者は、2026年11月６日、当社に対して、本公開買付価格を2,514円から2,655円に引き上げる旨の本公開買付契約に基づく法的拘束力を有する再提案を提出し、また、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年11月11日より起算して10営業日を経過した日に当たる2026年11月26日まで延長し、合計47営業日とすることを決定したとのことです。

なお、小澤氏は、2026年11月６日付で、当社に対し、公開買付者以外の候補者との間で不応募契約その他これに類する契約を締結する意向を有していない旨を表明しており、公開買付者としても小澤氏より、かかる意向を確認しているとのことです。そのため、公開買付者は、上記「①　本公開買付けの概要」に記載のとおり、本Ｃ社提案において創業家法人株主が本自己株式取得（Ｃ社）の対象となることを前提とする公開買付価格（Ｃ社）（自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）①及び自己株式取得ストラクチャー（Ｃ社）③における3,000円及び2,872円）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものであり、実現する見込みはないものと考えているとのことです。また、公開買付者は、本Ｂ社再提案における公開買付価格（Ｂ社）は本11月６日付条件変更後の本公開買付価格を上回る金額とされているものの、上記「①　本公開買付けの概要」に記載のとおり、(ⅰ)本Ｂ社再提案の前提が維持される限り、本公開買付け（Ｂ社）が開始される見込みは乏しいと考えているとのこと、及び(ⅱ)本11月６日付条件変更後の本公開買付価格は法人株主との間で不応募及び自己株式取得に係る合意が締結されていない状況を前提とする価格である一方、公開買付価格（Ｂ社）はいずれも法人株主等との間の自己株式取得に係る合意が成立することを前提とする価格であり、特に自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）②（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）及び自己株式取得ストラクチャー（Ｂ社）③（下記「④　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」において定義します。）における公開買付価格（Ｂ社）は、小澤氏の上記意向に照らしてその前提を欠くものと考えているとのことから、公開買付価格（Ｂ社）と本公開買付価格とは前提を異にするものであり、単純に比較することは適切ではないと考えているとのことです。

③　本公開買付け後の経営方針

（訂正前）

インテグラルは、2026年９月14日、創業家株主との間で、本公開買付けの成立後の当社の運営等について定めた株主間契約書を締結しており、創業家株主は当社の取締役候補者１名を、公開買付者、インテグラル株式会社又はSPVのうち、当該時点で当社株式を直接保有する者（以下「本ファンド側株主」といいます。）は当社の取締役候補者３名及び監査役候補者１名を指名する権利を有し、また、当社の代表取締役は２名以内とし、そのうち１名は本ファンド側株主の指名した取締役から選任するものとする旨の合意をしているとのことです。

なお、その他の経営体制、経営方針等については現時点で決定・想定しているものはなく、本取引の完了後、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。

（訂正後）

インテグラルは、2026年９月14日、創業家株主との間で、本公開買付けの成立後の当社の運営等について定めた株主間契約書を締結しており、創業家株主は当社の取締役候補者１名を、公開買付者、インテグラル株式会社（2026年10月１日付で「インテグラル・グループ株式会社」へと商号変更しております。）又はSPVのうち、当該時点で当社株式を直接保有する者（以下「本ファンド側株主」といいます。）は当社の取締役候補者３名及び監査役候補者１名を指名する権利を有し、また、当社の代表取締役は２名以内とし、そのうち１名は本ファンド側株主の指名した取締役から選任するものとする旨の合意をしているとのことです。

また、本合併後の創業家株主の公開買付者（当社）に対する議決権保有割合が概ね25%を下回らないよう、必要に応じて、公開買付者と当社及び創業家株主の協議・合意により、小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数を減少させ（かかる合意を行った場合には、直ちに本書の訂正届出書を提出するとのことです。）、又は本自己株式取得の完了後（当社が有価証券報告書提出義務の免除を受けた後）創業家株主と公開買付者の間で当社株式の相対譲渡を行う予定とのことです。なお、本自己株式取得価格は、本自己株式取得対象株式の数を減少させる場合も、法人税法に定めるみなし配当の益金不算入規定に伴う税務メリットが一般株主にも共有されるよう、自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるよう算出する予定です。また、当該相対譲渡を行う場合の具体的な取引条件は現時点で確定しておりませんが、譲渡価格は本公開買付価格を実質的に上回らないものとし、一般株主の利益との公平性に十分配慮した条件設定を行う予定とのことです。

なお、その他の経営体制、経営方針等については現時点で決定・想定しているものはなく、本取引の完了後、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。

（３）【公開買付けの公正性を担保するための措置】

⑥　他の買付者からの買付機会を確保するための措置

（訂正前）

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、39営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

（訂正後）

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、47営業日に設定しているとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、当社の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

＜後略＞

（６）【公開買付けに係る重要な合意】

①　本公開買付契約

（訂正前）

＜前略＞

加えて、公開買付者は、公開買付期間中、三菱商事及び三井物産との間で、三菱商事及び三井物産のそれぞれが所有する当社株式を本公開買付けに応募せず、本自己株式取得の対象とすることを内容に含む不応募合意の締結に向けた協議を行うものとされており、当該不応募合意を締結した場合には、その旨及び内容を速やかに当社に通知するものとされております（以下、三菱商事及び三井物産のうち、当該不応募合意を締結した者を「本不応募合意株主」といいます。）。当該不応募合意が締結され、本不応募合意株主が所有する当社株式が本公開買付けに応募されず本自己株式取得の対象とされる場合には、公開買付者は、不応募合意が締結されるごとに、法令等により許容される範囲内で、速やかに、本公開買付けにおける買付予定数の下限を当該本不応募合意株主が所有する当社株式数に相当する数だけ引き下げるとともに、本公開買付価格を引き上げる変更を行い、小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数を変更（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には1,945,486株、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には1,925,951株、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には1,919,829株）するものとされております。この場合において、本不応募合意株主に係る自己株式取得の対価は、本不応募合意株主が変更後の公開買付価格により本公開買付けに応募した場合に得ると合理的に見込まれる税引後手取額と実質的に同額又はそれ以下の額の税引後手取額を得られる水準となるよう設定されるものとされており、小澤物産に係る本自己株式取得価格についても、同様の考え方に基づき調整されるものとされております。また、変更後の本公開買付価格は、当該本不応募合意株主が所有する当社株式を含む当社株式（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを変更前の本公開買付価格により取得するために要する資金の総額と変更前の本自己株式取得に係る対価の総額の合計額（以下「当初取引対価総額」といいます。）が本公開買付価格及び小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数の変更の前後を通じて増加しないことを前提として、当初取引対価総額から変更後の本自己株式取得に係る対価の総額を控除した残額をもって本公開買付けに係る買付け等に要する資金とした上で、当該資金の範囲内で本公開買付けに応募する株主に対して均一に引き上げられる金額（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,760円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,644円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,620円）とするものとされております。

また、上記のほか、本公開買付契約においては、表明保証条項（注２）（注３）、公開買付者の義務（注４）、当社の義務（注５）、補償条項、契約の終了・解除事由（注６）（注７）、一般条項が規定されております。

（注２）　本公開買付契約において、公開買付者は、①設立及び存続、②本公開買付契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥資金調達、⑦倒産手続等の不存在並びに⑧反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っています。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

加えて、公開買付者は、公開買付期間中、三菱商事及び三井物産との間で、三菱商事及び三井物産のそれぞれが所有する当社株式を本公開買付けに応募せず、本自己株式取得の対象とすることを内容に含む不応募合意の締結に向けた協議を行うものとされており、当該不応募合意を締結した場合には、その旨及び内容を速やかに当社に通知するものとされております（以下、三菱商事及び三井物産のうち、当該不応募合意を締結した者を「本不応募合意株主」といいます。）。当該不応募合意が締結され、本不応募合意株主が所有する当社株式が本公開買付けに応募されず本自己株式取得の対象とされる場合には、公開買付者は、不応募合意が締結されるごとに、法令等により許容される範囲内で、速やかに、本公開買付けにおける買付予定数の下限を当該本不応募合意株主が所有する当社株式数に相当する数だけ引き下げるとともに、本公開買付価格を引き上げる変更を行い、小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数を変更（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には1,945,486株、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には1,925,951株、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には1,919,829株）するものとされております。この場合において、本不応募合意株主に係る自己株式取得の対価は、本不応募合意株主が変更後の公開買付価格により本公開買付けに応募した場合に得ると合理的に見込まれる税引後手取額と実質的に同額又はそれ以下の額の税引後手取額を得られる水準となるよう設定されるものとされており、小澤物産に係る本自己株式取得価格についても、同様の考え方に基づき調整されるものとされております。また、変更後の本公開買付価格は、当該本不応募合意株主が所有する当社株式を含む当社株式（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを変更前の本公開買付価格により取得するために要する資金の総額と変更前の本自己株式取得に係る対価の総額の合計額（以下「当初取引対価総額」といいます。）が本公開買付価格及び小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数の変更の前後を通じて増加しないことを前提として、当初取引対価総額から変更後の本自己株式取得に係る対価の総額を控除した残額をもって本公開買付けに係る買付け等に要する資金とした上で、当該資金の範囲内で本公開買

付けに応募する株主に対して均一に引き上げられる金額（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,760円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,644円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,620円（注１の２））とするものとされております。

また、上記のほか、本公開買付契約においては、表明保証条項（注２）（注３）、公開買付者の義務（注４）、当社の義務（注５）、補償条項、契約の終了・解除事由（注６）（注７）、一般条項が規定されております。

（注１の２）　本11月６日付条件変更後の本公開買付価格による場合、三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,944円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,806円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,777円となります。

（注２）　本公開買付契約において、公開買付者は、①設立及び存続、②本公開買付契約の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥資金調達、⑦倒産手続等の不存在並びに⑧反社会的勢力との関係の不存在について表明及び保証を行っています。

＜後略＞

② 本取引合意書（創業家株主）

（訂正前）

＜前略＞

なお、本取引合意書（創業家株主）において、公開買付者は、公開買付期間中、三菱商事及び三井物産との間で、それぞれが所有する当社株式を本公開買付けに応募せず、本自己株式取得に応じることを内容に含む不応募合意の締結に向けた協議を行い、創業家株主は当該協議に協力するものとされているとのことです。当該不応募合意が締結された場合には、公開買付者は、不応募合意が締結されるごとに、法令等により許容される範囲内で、本公開買付けの買付予定数の下限を不応募合意を締結した本不応募合意株主が所有する当社株式の合計に相当する数引き下げるとともに、本公開買付価格を引き上げる変更を行い、小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数を変更（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には1,945,486株、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には1,925,951株、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には1,919,829株）するものとされているとのことです。この場合において、本不応募合意株主に係る自己株式取得の対価価格は、本不応募合意株主が変更後の公開買付価格により本公開買付けに応募した場合に得ると合理的に見込まれる税引後手取額と実質的に同額又はそれ以下の額の税引後手取額を得られる水準となるよう設定されるものとされており、小澤物産に係る本自己株式取得価格についても、同様の考え方に基づき調整されるものとされているとのことです。また、変更後の本公開買付価格は、当該不応募合意株主が所有する当社株式を含む当社株式（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを変更前の本公開買付価格により取得するために要する資金の総額と変更前の本自己株式取得に係る対価の総額の合計額（以下「当初取引対価総額」といいます。）が本公開買付価格及び小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数の変更の前後を通じて増加しないことを前提として、当初取引対価総額から変更後の本自己株式取得に係る対価の総額を控除した残額をもって本公開買付けに係る買付け等に要する資金とした上で、当該資金の範囲内で本公開買付けに応募する株主に対して均一に引き上げられる金額（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,760円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,644円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,620円）とするものとされているとのことです。

上記のほか、本取引合意書（創業家株主）においては、表明保証条項（注２）（注３）、創業家株主の義務（注４）、補償条項、契約の終了・解除事由（注５）（注６）、一般条項が規定されているとのことです。

（注２）　本取引合意書（創業家株主）において、創業家株主は、①設立及び存続、②本取引合意書（創業家株主）の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在並びに⑧本不応募株式に対する権利について表明及び保証を行っているとのことです。

＜後略＞

（訂正後）

＜前略＞

なお、本取引合意書（創業家株主）において、公開買付者は、公開買付期間中、三菱商事及び三井物産との間で、それぞれが所有する当社株式を本公開買付けに応募せず、本自己株式取得に応じることを内容に含む不応募合意の締結に向けた協議を行い、創業家株主は当該協議に協力するものとされているとのことです。当該不応募合意が締結された場合には、公開買付者は、不応募合意が締結されるごとに、法令等により許容される範囲内で、本公開買付けの買付予定数の下限を不応募合意を締結した本不応募合意株主が所有する当社株式の合計に相当する数引き下げるとともに、本公開買付価格を引き上げる変更を行い、小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数を変更（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には1,945,486株、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には1,925,951株、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には1,919,829株）するものとされているとのことです。この場合において、本不応募合意株主に係る自己株式取得の対価価格は、本不応募合意株主が変更後の公開買付価格により本公開買付けに応募した場合に得ると合理的に見込まれる税引後手取額と実質的に同額又はそれ以下の額の税引後手取額を得られる水準となるよう設定されるものとされており、小澤物産に係る本自己株式取得価格についても、同様の考え方に基づき調整されるものとされているとのことです。また、変更後の本公開買付価格は、当該不応募合意株主が所有する当社株式を含む当社株式（ただし、当社が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）の全てを変更前の本公開買付価格により取得するために要する資金の総額と変更前の本自己株式取得に係る対価の総額の合計額（以下「当初取引対価総額」といいます。）が本公開買付価格及び小澤物産に係る本自己株式取得対象株式の数の変更の前後を通じて増加しないことを前提として、当初取引対価総額から変更後の本自己株式取得に係る対価の総額を控除した残額をもって本公開買付けに係る買付け等に要する資金とした上で、当該資金の範囲内で本公開買付けに応募する株主に対して均一に引き上げられる金額（三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,760円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,644円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,620円（注１の２））とするものとされているとのことです。

上記のほか、本取引合意書（創業家株主）においては、表明保証条項（注２）（注３）、創業家株主の義務（注４）、補償条項、契約の終了・解除事由（注５）（注６）、一般条項が規定されているとのことです。

（注１の２）　本11月６日付条件変更後の本公開買付価格による場合、三菱商事及び三井物産の双方と不応募合意が締結された場合には2,944円、両社のうち三菱商事のみと不応募合意が締結された場合には2,806円、両社のうち三井物産のみと不応募合意が締結された場合には2,777円となるとのことです。

（注２）　本取引合意書（創業家株主）において、創業家株主は、①設立及び存続、②本取引合意書（創業家株主）の締結及び履行、③強制執行可能性、④許認可等の取得、⑤法令等との抵触の不存在、⑥倒産手続等の不存在、⑦反社会的勢力との関係の不存在並びに⑧本不応募株式に対する権利について表明及び保証を行っているとのことです。

＜後略＞

以　上